

令和3年度第1回流山市文化財審議会会議録

1 開催日時

令和3年5月28日（金） 午後1時30分から午後4時30分

2 場 所

流山市立中央図書館会議室

3 議 題

- (1) 令和2年度流山市文化財保護事業について
- (2) 令和3年度流山市文化財保護事業について
- (3) 割烹新川屋本館について
- (4) 秋元家住宅土蔵について
- (5) その他

4 出席委員

小川会長、日塔副会長、松浦委員、武田委員、常木委員、
関根委員、川根委員、青柳委員、松井委員、安部委員

5 欠席委員

なし

6 事務局員

田中教育長
飯塚生涯学習部長
秋谷博物館長
北澤博物館次長
小川学芸係長、上條学芸員、志田藤学芸員

7 傍聴者

なし

令和3年度第1回流山市文化財審議会議事録

(北澤次長)

定刻となりましたので、令和3年度第1回流山市文化財審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、また新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。感染症対策を講じながら円滑に議事を進めさせていただきます。

会議開催に先立ちまして、資料を確認させていただきます。

先日送付いたしました会議資料のほか、本日配布いたしました追加の会議資料、割烹新川屋本館、秋元家住宅土蔵、会議次第、座席表、委員名簿です。不足資料はありませんか。

また3月に刊行しました令和元年度市内遺跡発掘調査報告書、恩田家文書目録、博物館年報をお配りしています。これについてはご参考にしていただきたいと思います。

審議会の議事は公開が義務付けられております。会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承願います。

また発言は挙手の上、議長より指名がなされてから発言をお願いいたします。

昨年10月に審議会委員の委嘱を行ったところですが、1月の審議会は新型コロナウイルス感染拡大のため書面にての開催となりました。今回の審議会のメンバーでは初めての会議となりますので、初めに田中教育長からご挨拶を申し上げます。

(田中教育長挨拶)

(北澤次長)

続きまして、飯塚生涯学習部長よりご挨拶申し上げます。

(飯塚生涯学習部長挨拶)

(北澤次長)

ありがとうございました。続きまして平成27年度から館長を務めました小栗が3月で定年退職となり、4月の人事異動で新しく秋谷が館長に就任いたしましたので、博物館長よりご挨拶申し上げます。

(秋谷館長挨拶)

(北澤次長)

ありがとうございました。事務局もメンバーは変わりませんが、4月の人事異動により役職の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

(事務局員挨拶)

(北澤次長)

委員の皆様が集まる初めての会議となります。書面会議の結果、会長は小川委員、副会長は日塔委員に引き続きお願い致します。また、新規に公募委員として安部委員も出席されていますので、改めて各委員からご挨拶をいただきたいと思えます。

(各委員挨拶)

(北澤次長)

ありがとうございました。

田中教育長は公務のため、ここで退席いたします。

(田中教育長退席)

(北澤次長)

審議会は「流山市文化財の保護に関する条例」第7章第46条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長に務めていただくこととなっておりますので、ここからは会長に進行をお願い致します。

(小川会長)

議事進行に先立ち、事務局に出席委員の報告を求めます。

(小川係長)

本日の会議につきましては、委員10名のところ全員の出席をいただいておりますので、「流山市文化財の保護に関する条例」第46条第2項の規定により、会議が成立していることを申し添えます。

(小川会長)

議題(1)は令和2年度流山市文化財保護事業について、議題(2)は令和3年度流山市文化財保護事業について、事務局から説明願います。

(令和2年度流山市文化財保護事業、令和3年度流山市文化財保護事業について、事務局の小川係長から説明)

(小川会長)

ただいま事務局からの説明がありましたが、まず議題(1)の令和2年度事業について、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(日塔副会長)

赤城神社正一位授与関係資料の調査は、いつ終わりますか。

(北澤次長)

資料は令和元年度から借用しておりました。拝殿に保管してありました日塔委員が調査されたもの以外の資料がいくつかありましたので、そちらをお借りしております。解読は國學院大学の先生にお願いしております。資料の大きさ・形状等の調査が進んでいなかったもので、昨年度末から調査を開始したものです。

(日塔副会長)

資料のリストは作っていますか。

(北澤次長)

作成しています。まとまっているのですが、手元にありませんので、後でお見せすることはできます。

(日塔副会長)

大畔堀江邸の石材鑑定はどのような鑑定結果でしたか。

(小川係長)

柴田先生に鑑定をお願いしました。神奈川県根府川で取れる石や銚子砂岩や大谷石など、近代の流通経路で運ばれてくる石が出ています。

(青柳委員)

寺田園の見世蔵は所有者が変更されましたか。また、鱒ヶ崎三本松古墳の古冢碑は間もなくできますか。

(北澤次長)

寺田園につきましては、4月の段階で元の所有者の寺田さんから株式会社流山ツーリズムデザインというDMOの会社に所有が変わりました。国登録有形文化財なので所有者変更の届出が必要である旨を伝えてあります。

併せて建物内の民俗資料調査も行い、戦中の国民服や、来年開校150年を迎える流山小学校に関連して寺田さんの先祖の明治期の卒業証書や通信簿などが数多く見つかっています。

(日塔副会長)

寺田園の2階に多くの資料がありましたが、それですか。

(北澤次長)

そうです。所有者が変わったので、一度整理しようということで4月から調査を行い、その際にいろいろなものが出てきています。まだ全てを調査したわけではないので、今日の会議後も調査を行う予定です。

鱒ヶ崎三本松古墳の古冢碑は、地元の方々の要望により、元の古墳の

位置である4号公園に、覆屋などでいたずらできないような措置を施して戻します。併せて、案内板を作る予定です。

古墳本体は報告書が未報告のため、評価が定まっていません。刊行後、この碑とは別で案内板を作りたいと考えています。

(常木委員)

鱒ヶ崎三本松古墳に関して、令和3年度の発掘調査整理・報告書刊行事業に入っていないのはなぜですか。また、教育委員会として公園の名前は鱒ヶ崎4号公園でよいのですか。三本松公園とかにする必要はありませんか。

(北澤次長)

公園の名前に関しては、話し合いの無いまま決められており、博物館としても、このままではよくないと考えております。

(常木委員)

ぜひ公園の所管課と相談をしていただいて、ここに古墳があったと、千数百年前のものを壊しているのを、せめて名前だけでも残していただきたいと思います。

(北澤次長)

報告書につきましては、出土した埴輪の基礎整理が終わっており、今年度は実測や写真撮影を行っております。また今年度中に版組と原稿の内容をほぼ確定させ、来年度刊行する予定です。今年度事業報告の西平井・鱒ヶ崎遺跡に三本松古墳の作業も一括してまとめています。この事業内では鱒ヶ崎三本松古墳を最優先で行っています。このため、報告書刊行事業には、鱒ヶ崎三本松古墳の名称が隠れてしまったわけです。

(小川会長)

公園の名称の件、また案内板の件を常木先生にご指導いただきながら進めていただきたい。覆屋があるということは、露天ではないということですか。

(北澤次長)

そうです。

(常木委員)

ビリケンのように石碑のレプリカを置くというわけではなく、石碑自体を戻すということですか。

(北澤次長)

そうです。

(青柳委員)

発掘調査事業の長崎1丁目野馬土手は、ある日突然無くなっていたので驚きましたが、何か事前に連絡はあったのですか。どのような手順で行っているのですか。

(小川係長)

いきなり工事が入るわけではなく、事前に書類が提出されます。具体的には、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の中で土木工事を行う60日前に、文化財保護法93条に基づく所定の書類を教育委員会に提出することが決まっています。その書類を博物館で審査し、事業者と調整を行い、現地を確認に行きます。今回の野馬土手は事前の書類提出を受け、また明らかに遺構を視認できましたので、調査が必要と判断しました。突然、重機が入ったりすることはありません。

(松浦委員)

以前も申し上げたかもしれないが、流山在住の方で『小金牧が泣いている』という本を出されている方がいます。小金牧全体の実態がまだ掴めていないと。市内の野馬土手の分布図を作る必要があるのではないですか。

また野馬土手と野馬除土手どちらが正しいのですか。

(北澤次長)

刊行資料では、県が調査した『近世の牧』という調査報告書があります。それから市の博物館の方では2年前に小金牧の企画展を開催したときに、調査実績また文献等で確認できる野馬土手に関しては把握しております。一方で今回の新設中学校の調査で出てきたようなシシ落しの列など、我々が把握できていない牧関連の遺構が存在することは事実ですので、どの段階でまとめるのかが問題になります。どの位置に土手や堀が残っているのかは逐一追いかけていますが、市民の方への公開には至っていません。企画展で作成したものが皆さんに見ていただける最新のものになります。

名称は、遺跡名として野馬土手という呼び方をしています。我々が使う文献等では野馬除土手となっています。

(関根委員)

周知の埋蔵文化財包蔵地の分布地図がインターネットで公開されていると思いますが、これらを随時更新、追加しているのですか。そうしなければ開発業者が勝手に判断して工事を行ってしまうと思いますが。

(北澤次長)

インターネットで公開されている遺跡の分布地図には千葉県の「ふさの国文化財ナビゲーション」があります。これは流山だけでなく全県の埋蔵文化財包蔵地を見ることができます。また開発業者については、開発の際に博物館窓口で埋蔵文化財の照会をしてもらいます。開発地が遺跡の範囲か否か、未調査か調査済みかを把握できるようになっています。また、順次、新情報や調査成果も含めて更新しています。

(松浦委員)

江戸時代の野馬土手の管理は流山の人で行ったのですか。

(小川会長)

野馬土手の管理に関わる近世の資料はあります。ただそこには被差別部落の問題にあたるケースが出てきます。そのせいで進まないことがよ

くあります。それに触れない市町村が多いのが現状です。

各市町村では埋文があるので野馬土手が引っかかって、なるべく残すようにと、詳細な記録を取り、残せるものは残していく。野馬土手を文化財として指定をしていく。全部をピックアップすると結構な密度で出てきます。ただ、それを誰がまとめるのかが難しいところです。

(安部委員)

今わかっている野馬土手には説明看板が付いているのですか。

(北澤次長)

野馬土手全てではありませんが、流山では松ヶ丘野馬土手とおおたかの森東の公園内にあるもの、江戸川台東の浄水場の裏手の3か所に説明版が設置してあります。

(小川会長)

野馬土手が流山と柏の境界線上にあるケースが多い。東葛地域で博物館というか学芸員で研究会があるので、そういったところで音頭を取りながら数年かけてマーケティングしようとか、やっていただければと思います。

(青柳委員)

残っている野馬土手は大体が私有地であり、長崎野馬土手などあれだけの土地を確保するのは、余程の協力が無ければ大変難しいと思います。今残っているものは、一部を除いて無くなってしまおうと考えられます。

(小川会長)

野馬土手が描かれている近世の絵図がありますけれど、そこから類推されるものは3分の1もない。4分の1くらいになっています。

(青柳委員)

残っている土手を探すほうが楽な状況です。最後は松ヶ丘と江戸川台東が残ると思います。長崎野馬土手は、やはり残らなかったですね。

(小川会長)

明治になって、土地を好きに売買できるようになってしまったことも要因です。

(川根委員)

小谷家文書の調査について、以前から寄託か寄贈を受けていたと思いますが、これはまた別の文書ということですか。また米穀商の文書ということですが具体的にはいつ頃ですか。

(北澤次長)

ご指摘の通り、一部資料の存在はわかっていたのですが、それとは別に新たに文書類があるので見に来てくれないかということで、今回調査に行ったものです。今まで博物館で把握していたものが30点余りだったのですが、今回の調査で見つかった資料数は、延べ4000点ぐらいになると思います。大部分が江戸時代か明治に入ってからのもので、小谷さんの商売関係の帳簿類や江戸の間屋とのやりとり、あと地籍図があります。1点だけありますので、スライドでお見せします。

こちらの資料は明治時代の加村の地籍図です。区割りも出ています。そういった地図資料や関連資料があります。

スライドが点いておりますので、併せて説明させていただきます。平成から令和に代り、市内のおびしゃ行事がどうなっているか調査を行っております。コロナの影響もありまして、やめてしまった所や規模を縮小して実施した所などです。いくつか特徴的なものを、簡単に説明させていただきます。

まず、前ヶ崎にある香取神社のおびしゃです。おびしゃ行事では恒例の大根と松を使った鶴と亀のお飾りがあります。こちらは普通に行っていたということが把握できています。

次に鱒ヶ崎では行事は実施していませんが、その年の当番と次の年の当番の引継ぎの儀式を行っています。本来は、一升のお酒を向かい合う3人ずつがそれぞれ飲み干すというものです。今回は、お猪口で飲まずに口をつける程度のものでしたが、このような昔ながらの儀式がまだ残っていたということがわかりました。

次におびしゃ行事の簿冊が見つっています。1枚目は昭和初めのおびしゃ行事を執り行う一覧表です。どういうものを準備して、費用はいくらか等を書き留めたものです。2枚目は献立です。甘酒を用意するか、献立の材料まで、細かく記してあります。昭和6年のものと、昭和34年に新しくおびしゃ行事のやり方を改定した時の2つの記録類が見つっています。今回の調査では、一番大きな成果です。

また前ヶ崎宝蔵院では、女性だけのおびしゃ行事が残っています。集会場にお不動さんの飾りをして、同じように鶴と亀の飾りがあります。これは香取神社のものを使いまわしています。また疱瘡神の祭りとおびしゃを一緒にやっています。お赤飯を食べて、疱瘡神のお祈りをすること、今もやられています。こちらの団体は令和に入る直前まで、前日の夜に小さいお堂で女性だけのお籠りをやっていたとのこと。比較的最近まで、この行事を守ってこられたということを確認しました。

次に、同じ宝蔵院の仏像調査をした際に気付いたことですが、阿弥陀如来1体の光背が剥がれていること、仏像は首と胴体が分離してしまったため、補修として胴体にタオルを詰め込んで首を支えている状況を確認しました。仏像は武田先生に見ていただいて、修理する方向です。

(小川会長)

武田先生、補足があればお願いします。

(武田委員)

まだ詳しいことはわかりませんが、江戸末のものなので、非常に出来の良いものです。損傷もあまりありません。剥落は全然しておらず、非常に良い作りだと思います。ただ首が膨れている。修復して、守っていただけたらと思います。

(小川会長)

今説明がありましたが、文化財として修復するに値すると思うので、博物館の方でお願いします。

(松浦委員)

下花輪林下遺跡から古墳時代の小さな翡翠の勾玉が出ているという話を聞いています。非常に小さく珍しいもので、話題になるのではないかと思います。詳しいことを知りたいのですが。

(小川係長)

下花輪林下遺跡出土の勾玉ですが、確認調査で出土しております。石材は翡翠と思いますが、緑色で直径6ミリ程、穴が開いているC字型のものです。貴重なものです。出土場所は竪穴住居跡ではなく、現代攪乱から出てきたものです。ただ確認調査は全体の10%程しか調査しませんので、元々住居跡だった可能性はあります。この遺跡は市内では珍しく弥生時代終末期から古墳時代初頭の集落と考えられます。現在本調査を行っており、9軒の住居跡が見つかっています。この大きさの勾玉は本当に貴重で関東地方全体を見ても数例しかないものです。調査の進展と結果を踏まえて、またお知らせいたします。

(小川会長)

詳細が分かりましたら、ご報告いただければと思います。

(秋谷館長)

武田委員には仏像修理の件、よろしくお願い致します。また、令和3年度事業については、着実に進めてまいりたいと思います。

(小川会長)

では、次に議題(3)割烹新川屋本館について、事務局から説明願います。

(北澤次長が資料を基に説明)

(日塔副会長)

増改築が行われているので、なかなか難しいのですが、登録有形文化財にしようとする外観が重要になります。ならば市の指定にしよう

ということで、審議会では話が進んでいます。そこで増築部分をどう扱うか。登録の場合には建物の一部を登録するという形はある。

しかし、指定の場合には建物の一部というよりは範囲を指定することが一般的です。そう考えると難しくなってくる。そこで減築をするとすると、柱や間仕切りが無くなってしまいうし、かなり減築しなければならぬ。

私は南側の一番手前の厨房や東側部分を減築するという考えですが、活用を考えるとトイレは残したい。北側の一連の建物も減築して良い。写真でもありました、大きな入母屋屋根は残しておかないと外観上よくない。そうするとホールは残さなければならない。元々あったものを改築して新しくしているわけで、それから屋根を修理している。構造を見ると1階と2階の柱が通っていない場所がいくつかある。そこは調査が必要です。これは間取り図で見るとわからなくなってしまうため、柱と梁を取り出した構造のわかる骨組みの図面が必要になります。

(小川会長)

通し柱が無いと耐震性の問題も出てきます。日塔副会長もコメントしましたように減築をどうしたらよいか、骨組みなどもわかるように調査を進めていただいて、市の指定にするのか、次回の審議会で資料を提供していただき、考えていくということにします。

(日塔副会長)

割烹新川屋本館は、元々は違う場所に建っていたものを、この場所に移したものです。この場所は埋めたところでもありますが、よく見ると、この敷地には元の地形が残っています。そういう旧地形も重視して、建物だけでなく屋敷全体や土蔵も含めての指定を考えていただきたい。運河の歴史がよりわかるようなものにして欲しいと思います。

(関根委員)

歴史的な有形文化財とすると、時代が引っかかってきます。例えば全体を民俗文化財として登録してしまえば、生きていく中での数十年かけた増改築ということになります。それは地域の歴史になります。数例し

かありませんが、民俗文化財の建物は無いわけではなく、それならば壊さなくてもよいのではないですか。

（小川会長）

ある程度減築しないと現状維持できないという面もあります。建物を含めたトータルでの民俗文化財というものも、捨てがたい意見です。

（北澤次長）

南側、現在のお店の入り口に続くアプローチの日本庭園についてはツーリズム推進課も現状で残したいと考えています。そこと建物を活かした風景にしたいとのことです。史跡という点では、セットで考えることであり、市として問題はありません。

ただ、ツーリズム推進課は建物内をある程度改造して利活用しようとしています。市の指定になった場合には、現状のままか、簡単に改造はできないと話しています。

しかし、耐震の問題もあるので、一部はやむを得ないと考えています。

大前提の話で、あくまでも一般住宅なので、修理をする際には現行の建築基準法に従わなくてははいけません。市の指定文化財になった場合には建築審査会を経て、建築基準法の適用除外となります。基礎の補強に足りない柱を入れます。現状をできるだけ残して一般利用はできますが、登録有形文化財の場合は建築基準法の適用除外には、文化財保存活用計画などで指定をしない限り、できません。ツーリズム推進課には修理前提であれば、市の指定をして、残すところは残して、適用除外にして修理をしないと、利活用はできないと伝えてあります。ツーリズム推進課は、いろいろ使いたいと話してきましたが、指定になった場合はできません。減築の部分に関しての問題は、その後の利活用を含めた部分もあったので、東側部分の減築は問題無いと思います。残った部分に関しては現状のまま、どう利活用していくのか、ツーリズム推進課との話し合いの中でも問題になってきます。

別棟の蔵は、中を改装したいということで、指定でなく登録有形文化財にできないかと相談されています。

(日塔副会長)

蔵単独での登録はありますが、蔵のみ登録で残りは指定というのは組み合わせが悪いと思います。市の指定もそんなに大きな改造はできません。市の指定にして現状変更をかけて、ある程度使えるようにしたほうがいいかと思います。

また、敷地を新たな形で民俗文化財でも史跡でも範囲をかけるとすれば、一緒の指定になります。

(小川会長)

活用のことを考えると、やはり倉庫がないと実際に利活用できません。土蔵を倉庫代わりに使うとか、最初から決めておかないといけません。交流館としての活用を考えているのなら、机とかそういったものの収納場所も考えていただきたい。

(日塔副会長)

活用として1階は交流センターですが、2階は地域交流センターとなります。この建物で一番価値があるのは2階。当時としてはかなりお金をかけた立派な座敷になっています。あそこは交流センターだとすると土足というか、立ち席か椅子を使って、今のレストランとしては椅子付きになっていますが、たぶんセンターとしては使いにくい方かと思います。そこは注意していただきたいと思います。

(北澤次長)

その点に関しては、だめだと伝えてあります。

(小川会長)

なかなか難しいですが、相手もありますのでよく相談して、いずれの形の指定にするのか、調査も含めて進めていただきたいと思います。

(秋谷館長)

直ちに建物調査の手続きを進め、次回会議にて指定範囲を確定していただきたいと思います。

(小川会長)

次の議題に移ります。議題(4)秋元家住宅土蔵について、事務局から説明願います。

(資料に基づき北澤次長が説明)

(小川会長)

ありがとうございました。

確認ですが、入り口は通りに面していないところですね。またトイレはどうなりますか。

(北澤次長)

今まで通り、回って入る形になります。秋元氏とは話ができているが、衝立を作り、間仕切りとして対応します。塀扱いになります。

トイレは、この敷地内での設置は難しいと考えています。ツーリズム推進課と相談しますが、隣接する閻魔堂の床改修時に併せて実施するか、または閻魔堂の墓地に隣接した形で秋元氏の私有地があり、そこを使えないかと考えています。同氏からは使用の許諾は得ています。いずれにしろ、近場にトイレを設置する方向でいます。建物自体は空間を少しでも広くして利用することを大前提としています。空調設備とスポットライト等の電気設備も設置する予定です。

(小川会長)

板塀の下は漆喰になっていましたか。

(北澤次長)

剥いでからでないといけないので、解体修理の過程で判明するかと思います。

(小川会長)

漆喰で納まっている場合と荒壁の場合があります。近隣での知見では、

見世蔵の場合は漆喰です。倉庫の場合、板の下は荒壁のままです。その型式が二つあります。明治期のものなので、そういった傾向があります。

(北澤次長)

直すだけでなく、解体修理と併せて調査も進めていきます。

(青柳委員)

修理は、前提として白の漆喰ということですか。

(北澤次長)

前提はそうですが、剥がしたときにどうなっているかが問題になってきます。

(日塔副会長)

これだと入り口の目の前に建物が建っているが、いいのですか。また西側の樹木はこのままなのですか。

(北澤次長)

現状はこのままです。市が秋元氏から寄付していただいた土地はこの部分だけになります。これを広げるとなると、将来的に秋元氏が家を改築した際に、セットバックのお願いをするしかありません。

樹木については、秋元氏からは切って広くして、入りやすくしても構わないと言っていたと思います。ベンチを置くとか、ある程度整備して蔵に入らなくても中を見られるようにしたいと考えています。

(日塔副会長)

修理の原因となった屋根の一部沈下についてですが、内部は小屋組があり、野地板があって、その上に置き土をしています。沈下の原因は、この土が流れてしまったからだと思います。土蔵の構造はしっかりしていて、1階の上の方と2階については、かなり丈夫だと思います。土蔵は構造的には鳥かごのようになります。地震が起きても外壁が剥がれる程度で土蔵が振動を吸収して本体には影響を与えません。そういった意味

で補強がこんなに必要なのか、問題はあります。これは木造なので、そのことをきちんと理解して耐震補強をやらなくてははいけません。文化財関係者でないと、昔の構造解析はできない。一般の構造屋さんが作っている気がします。文化財をやっているところでは、やらないと思います。

あともう一つ問題としては外壁の仕上げがどうなるか、それも心配です。木造を解体しながら、いちいち仕上げていく。仕上げでどうするかを検討しなければいけません。今やっている設計図というのは、正直言って、かなり大きく変更する可能性があります。今やっているものは基本的な設計であって、解体して調査をして昔の姿が見えてきたところで方針を固めたものが本当の設計であり、実施設計となります。実施設計でないと文化財の修理にはなりません。

(小川会長)

日塔先生のコメントでもありましたように、若干の問題点があるということなので、そのあたりをしっかりと、場合によっては日塔先生のご意見もいただきながら、進めてはどうでしょうか。

(北澤次長)

解体については、当然その通りです。実際に日本建築も解体をしながら、もう一度検討するとしていますので、ご意見をいただきながら修理を進めてまいります。

(青柳委員)

曳家の実施は何年頃か、わかっているのですか。

(北澤次長)

わかっています。

(青柳委員)

子供の頃にはなかったというか、子供の頃だったようなことを聞いた気がします。例えば、火の見櫓から撮った昭和15年くらいの写真ですが、それは白です。ただ鉢巻のところは黒です。曳家は写真を撮ってか

らそんなに時間は経っていないと思うのですが。

(北澤次長)

実際に文書とか史料が残っていないので、具体的にどの段階で元の三河屋から現在の場所に曳家されたかはわからないのですが、解体修理の過程で墨書などが出てくる場合もあり、今後の課題とさせて下さい。

(日塔副会長)

解体調査を行えばわかるのですが、移築した時の仕事がどんな工事をやったのか、それを見ると明治の頃の仕事であるとか大正の頃だとか判断できます。

(小川会長)

そういう重要なことも含みますので、十分連絡を取りながら、お願いしたいと思います。

(関根委員)

前回の会議で、1階の造り付け戸棚や吊戸棚は鉄骨を入れるために撤去するという事になっていたのですが、立派な棚であり、わざわざ壊さないでもよいと思うのですが。

(日塔副会長)

こちらも基本設計なので、今後の修理で変更を考える必要があります。

(小川会長)

土間の方もしっかり作ってあります。本当に一つずつ慎重に進めていただければと思います。

(安部委員)

前回の議事録に書いてあったのですが、建具は曳家の際の後付けなのでスペース確保のために撤去するとあって、そうなるとう曳家後のものとそれ以前のもので、なにか大きな使い分けをされているのではないかと捉えています。新川の建築に関しても後付けで増築されたものが、今

回は減築してもいいのではないかとされています。どこが元でオリジナルと考えるのが難しいと感じます。ただ前回の流れから見たら、曳家前が文化財として価値があって、建具はスペース確保で撤去というのも、私は納得しておりました。

（日塔副会長）

文化財というものは、作った当初そのままが重要というわけではなく、その後の辿ってきた歴史も重要だと考えます。近年というか、だいぶ前からは、そういう流れを見て考えて建物を修理するときには当初のものだけでなく、中間でも現状でも土地を変えても修理するという、歴史を鑑みた修理を行っております。我々は経験が長いですから、時代が変わると作り方、道具、材料などすべてが違いますので、こういう区別がはっきりつくのです。それが修理技術者という職業です。本来は技術者が常駐している。それで一緒になって話して、相手も納得するものにしなければいけません。

（松井委員）

昨年度事業の11月21日に行った「秋元家住宅土蔵～蔵の内側を探る」での市民の方の反応はどうでしたか。また、それとは別に内覧会とかされているのか、市民の方はどのくらい注目しているのか。それを受けて修復の工程の中で、どんな意見があったかをお聞きしたいです。

（北澤次長）

まず、この事業については一般の方が入れる状況ではないので、本来はもっとたくさん内部の見学会を行う予定でした。修理前の状況と解体修理というのを一般の方が見る機会は、なかなかありません。このため修理中の状況も見ていただく、また修理後はどう変わったのかを見ていただくと考えていました。

11月の土蔵の見学会はこういった目的で開催しました。また抜けていましたが、4月24日におおたかの森の観光情報センター主催で内部の見学会を実施しております。また12月にも、市議会議員の有志の方、議員の約半分くらいが出席されたかと思いますが、解体修理に合わせて、

土蔵の修理にはどれだけの手間と問題があるかを知っていただくために、見学会を実施しております。

それぞれ現状の内部を見られてよかったという感想と、修理に関して色々直すところがあって費用が掛かるものだということの認識は、見学会を開くことによって得られたかと思います。

また修理中についても、工事の方との調整はありますが、できるだけ見学会を開催する方向で進めていきたいと考えております。

(秋谷館長)

秋元家住宅土蔵は、本町界隈の方だけではなく、市のシンボリックな施設ですので、これから公開に向けて修理作業を進めていきます。

(小川会長)

では、議題(5)その他について、何かご意見ある方はいらっしゃいますか。

(北澤次長)

事務局から4点報告させていただきます。

1点目は先程の指定と登録の議題の時に触れたのですが、文化財保存活用地域計画の件です。これは文化財保護法の改定に伴ったもので、各市で文化財保存活用地域計画を作るよう文化庁や県から指導がなされました。北西部地区では昨年12月に我孫子市が策定しました。

この計画では、市が文化財をどのように残していくか、指定するか、修理するかを判断する、市レベルの登録制度を作るものです。

文化財は個人の所有者が大半の状況です。中には市指定は難しいが、それよりも緩やかな市の登録制度を利用できるなら、文化財を残そうと考えてくれる所有者もいると考えられます。このように柔軟な形での流山市の文化財保存活用地域計画を、これから進めていきたいと思っております。次回の会議には、どういう方向とするかの案を提示させていただきたいので、審議委員の皆様から忌憚のない意見をいただければと思っています。

2点目は市史に関わるもので、昨年度は芝崎吉野、古間木芳野の両家から古文書の寄付をいただいております。また事業報告にもあるように、

小谷家の古文書の寄託をいただきました。点数で言うとかかなりの数の寄付をいただいております。

その他、今回は短く報告しましたが、おびしゃ行事の現状を鑑みると、非常に貴重な昭和の文書が見つかっています。いろいろ文書を取り巻く環境も大きく変化しています。そのあたりも今後できるだけ保存、収集、聞き取り調査をして、古文書類の活用も考えています。

3点目は先程報告致しましたが、国登録有形文化財の寺田屋さんの所有者が変更しましたので、その手続きを進めてまいります。

4点目は、一茶双樹記念館の件です。こちらの施設は平成17年から指定管理者制度を導入しています。これまでは市内のグリーンダイナミクスという会社が指定管理を行っておりましたが、今年度4月から、DMOの株式会社流山ツーリズムデザインという会社に指定管理が変わりましたので、報告とさせていただきます。

(小川会長)

この中で2点目に言った市史に関わる古文書の件ですけれども、この地方では珍しい中世の文書があるわけですね。個人的には、市の指定文化財にしてもいいのではないかと思います。市史編さん審議会の方でも文化財審議会です。そういった意見がありましたということをお伝えいただければと思います。非常に貴重なものです。中世、近世のものであり、いろいろ差別の用語が出てきますので、それをどう表現するのか、頭を痛めているかと思えます。しかし非常に珍しい、中世文書です。しかも庶民の、農民の本当のことを拾うことができますし、農作業とか書いてありますので、審議委員の皆さんも頭の片隅にでも良い文書があるのだと知っておいていただければと思います。

(青柳委員)

去年、流山本町自治会で行政懇談会というものをやりました。その席で、私も昔から何度もご案内しているのですが、流山には非常に重要な史跡が、形は失ってしまったけれども、たくさんあります。せつかく市の指定記念物の制度があるわけですから、そういう面で史跡というものを一度見直してもらいたいと話しました。自治会と私どもガイドの会

と連名で、そのお願いにこういったものがあると書いて、進めさせていた
ただきたいと思います。

これは大事なものだということを認識するためにも、重要なものを市
民に知ってもらふ意味でも意義のあることであろうと思いますので、庁
内でもぜひお願いしたい。

それと長崎野馬土手の件ですが、これがなくなるとは大変困るという
風に思っていたのですが、でもいつか無くなりそうで心配だと考えてい
たのですが、これはやはりなくなりました。

もう一つは根本家の長屋門ですが、これは庄屋さんの長屋門です。江
戸時代の長屋門は、流山には芳野家の長屋門と根本家の長屋門の2件し
かないのです。あとは大体改造されたり、無くなったりです。これはこ
の間まで母屋があったのですけれど、母屋はいつの間にか無くなって
いました。もうだれも住んでいません。壊れるに任せているのですけれど、
堂々とした門です。江戸時代の長屋門は流山には2つしかないので、せ
っかく崩れてなくなっていくのならば、もらってもいいのではないかと
思っていますが、これはご存じでしょうか。

(北澤次長)

把握しています。

(青柳委員)

ただ壊れるのが間もなくです。構造は頑丈ですが、壁は落ちて、本当
になくなりそうな感じです。とにかく我々が見ても立派な門だと思いま
すので、お金がかかるのは確かですが、ぜひ判断いただければと思いま
す。

(松浦委員)

芳野家の長屋門は家とは別のところに移動したのではありませんか。

(青柳委員)

そのままです。道路が変わったりしているのですが、引っかからなか
ったそうです。

2件しかありません。前は何件もありましたが、芳野さんに聞いたら文化財になると後が面倒だからそのままいいと。もう一つの根本家とはにかく誰も住んでいない、荒れるに任せています。ある程度はやむを得ないにしても、ただ分かった上で壊れていくのならこれは仕方無いと。一度実態を把握していただきたい。

(北澤次長)

行政懇談会からの意見と、長崎の根本家長屋門の件はどちらも承知しております。

小川会長の方から発言のあった吉野家の中世文書の件ですが、古文書類も含めて、これまでは単発的に問題に上がったものは指定していくということが多かったと思います。文化財保存活用地域計画のこともありますが、事務局としましては、今上がってきたものに関しましても、すぐ指定に動けるものと問題があるものとありますので、市の指定候補になるいろいろなものを、こちらからも、また先生方からもリストアップしていただいて、その中で重要性が高いものから指定をしていくという方向で、一つずつ検討していくことが一番良いと思っております。

長崎の根本家長屋門は、だいぶ前から空き家になっているということは知ってはいたのですが、基本的には芳野さんと同じように積極的な指定という意味は無いと思われれます。芳野さんにしても、子供達に負担をかけたくないということでお断りをされておりました、区画整理の際に解体をして、使える部材は使って復元はしたのですが、残念ながら全く別物のように綺麗になってしまっています。所有者さんにそう言われてしまうと、我々としてもそれ以上はなかなかできないということがあります。そのあたりも一つずつ挙げていきたいと思っております。

(川根委員)

一茶双樹記念館の指定管理者が変わったということですが、事業計画等は把握しているのでしょうか。

(北澤次長)

基本的には、前指定管理者が実施してきた主催事業に関しては、でき

るだけ踏襲するというので、新指定管理者から報告を受けています。

(青柳委員)

一つ提案なのですが、例えば江戸東京たてもの園が小金井にあります
が、運動公園や博物館の敷地に、将来移動しなければならないものがで
きてきた場合に受け入れる場所があればと思います。

(小川会長)

庭のようなものはありません。理想は現在ある形で移築です。残すこ
とは一つの方法ですが、なかなか行政・財政との問題もあると思います。

(青柳委員)

根本家の長屋門は、結局はそれができなければ自然に無くなっていく
と思います。ただ可能であれば、せっかく運動公園だってあれだけ空い
ているわけですから。運んでもらえるのなら運んで、お金がかかるとい
うのもあるのですが、みんな秋元の土蔵のようにはいかないわけですか
ら。

(日塔委員)

最後の手段として、記録保存というものがあります。写真・図面を取
って調査を行う。それを記録として市で保管することです。そういうや
り方が最悪の場合としてあります。

(小川会長)

建物だけでなく、民俗芸能とかそういったものも記録していくとい
うことです。いずれにしましても先程事務局からありましたように、指定
の候補というものをピックアップしていただくということです。1点も
のでは難しいかと思いますので、数点を括るような形で進めるのも一つ
の方法だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

(関根委員)

事務的なことですが、本日配布された審議会委員の名簿に個人の住所
や生年月日が入っています。審議会は公のものなので、これが配られて

しまうと個人情報が発見される可能性も出てきますし、残ってしまいます。これはちょっと外していただけないでしょうか。また、形式が決まっているのであれば許可制にさせていただきたいし、決まっていないのであれば専門分野の記載とかアドレスとか、個人の特定を避ける方法が望ましいです。

(小川会長)

形式は決まっていないはずですので、とりあえず今日のこの名簿は事務局で回収していただければと思います。今後は見直しをしていただきたいです。

長時間にわたりまして、ご意見頂戴いたしましてありがとうございます。事務局の方も、いただいた意見を基に、しっかりお願いしたいと思います。では事務局にお返しします。

(小川学芸係長)

ただいま小川会長からご指摘のありました名簿については、事務局が回収をさせていただきますので、お渡し下さい。

(秋谷館長)

皆様、長時間のご審議お疲れ様でした。

以上で、令和3年度第1回文化財審議会を閉会させていただきます。